

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H16	指摘	情報システムの経済性、有効性、効率性等	庁内LANシステム	企画情報部	情報政策課	<p>非汎用機システム共通事項</p> <p>・予算立案段階における費用対効果の分析</p> <p>・予算見積額の事項説明書や情報システム等概要説明書などに、予算段階における数量化された期待効果が明示されていない案件が多い。</p> <p>・予算見積額の事項説明書や情報システム等概要説明書など期待効果を明示する。</p> <p>また、システム構築完了後の効果の評価は、期待効果との比較で表わす。</p>	<p>平成22年度予算に関する高度情報化推進本部会議の予算審査から、効率的・適正なシステム構築の審査視点に加えて、システムの想定利用者数を確認することにより、予算段階での費用対効果を判断することとした。</p> <p>併せて、平成20年度から開始した情報システム調査において、運用中のシステムの利用者数及び運用経費の報告を求めており、各事業主管課での継続的な期待効果の比較体制をとることとした。</p>
H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	県税システム	総務部	税務課	<p>不動産取得税</p> <p>地方税法の固定資産税の定めにより、法務局は、各市町村に「不動産登記の変更情報」を伝えている。県はこの情報を各市町村から介して入手し、不動産取得税の課税者認定に役立てている。</p> <p>県は、市町村を介してこの情報を入手しているため、入手に手数を要しているとともに、入手情報の形態も紙や磁気データ等多様となり利用に不便である。</p> <p>各都道府県とも同様の不効率になっていると思われるため、都道府県で一体となり、法務局の不動産登記情報を磁気データで入手できるよう働きかけるべきである。</p>	<p>これまで、四国4県として総務省に働きかけることについて協議を行ってきたが、各県、市町村での情報入手についての事務処理方法が異なっていることから、現状では都道府県が一体となり国へ働きかけることは困難である。</p>
H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	県税システム	総務部	税務課	<p>滞納整理管理システム</p> <p>システムの企画書、要件定義書及び外部設計書がシステムテスト段階においても作成されていない。又、システム開発着手についての正式承認もなされていない。</p> <p>当システムはデータをウェアハウスの分析可能な状態としているが、具体的な分析帳票の設計に至っていない。つまり滞納減少への効果が今のところ不明確である。</p> <p>システム運用および今後の開発等に係る文書類および導入や開発のスケジュールを明確に定めた上で、税務グループ内で公式のコンセンサスを得、システムの有効な運用を図ることが望まれる。</p> <p>又、事務省力化も重要だが、滞納減少を第一目的としたシステムを開発したうえで、明確な滞納減少の達成が望まれる。</p>	<p>徴収事務の効率化のためには、各担当の進捗状況や滞納者の財産調査状況等を的確に把握する必要があるため、当面、各担当が作成管理する滞納者データを同一のフォーマットとし、管理職が容易に取りまとめできるよう工夫することなどにより対応したい。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	一般的事項	企画情報部 (総務部) (出納局)	情報政策課 (税務課) (会計課)	<p>汎用機システム共通事項</p> <p>・汎用機システム関係組織</p> <p>現在、汎用機システムに関しては情報政策課、会計課、税務課の3つの組織がそれぞれシステム専任者を配置し、業務を行っている。</p> <p>システム専任者が3課に配置されているため、システム維持管理上のノウハウの共有化や統一化等に支障をきたす可能性がある。また、各課毎に業務範囲が特定されているため、全体としての人的バックアップ体制が取り難くなっている。</p> <p>3つの組織を汎用機担当の1つの組織にまとめた方が、システムの維持管理上はメリットが大きいと考える。</p>	<p>基幹業務である税務・財務会計の両オンラインシステムは、オンライン端末機設置課所との調整が必要であるので業務担当課である税務課・審査課が各々所掌し、その他のバッチ処理業務は情報政策課が所掌することで、円滑な運用管理を実施している。</p> <p>また、汎用機等の維持管理については、情報政策課が担当し、税務・審査両課と調整し、効率的に運用している。</p>
H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	一般的事項	企画情報部 (総務部) (出納局)	情報政策課 (税務課) (会計課)	<p>汎用機システム共通事項</p> <p>・開発標準</p> <p>情報政策課、税務課及び会計課における開発標準としては、情報政策課が定めた「愛媛県電子計算組織運営要綱」等に示されたものがあるが、やや総論に過ぎる。</p> <p>システム開発は、将来のメンテナンスの容易性や、システムの理解可能性向上のために、開発手続や方法を詳細に標準化することがシステム開発の生産性向上に役立つこととなる。</p> <p>プログラム標準をも含めた詳細な開発標準の制定が望まれる。</p>	<p>システム開発の標準となる、ドキュメントやプログラム仕様書の統一化及びプログラム作成の標準化を行ったところである。</p>
H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	情報システム	企画情報部	情報政策課	<p>非汎用機システム共通事項</p> <p>・パソコン、データの持ち出し</p> <p>現在、愛媛県情報セキュリティ対策基準により、パソコンおよび記録媒体等の県各機関外への持ち出しは制限されている。しかしパソコンにはメモリスティックや外付けハードディスク等の軽量・小型の記録媒体の取り付けは可能であり、パソコン本体を含め、その持ち出し禁止が物理的に統制されているとは見受けられない。</p> <p>これには、前述の職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図ることが第1であり、その次の手段としては、パソコンのデータを暗号化し、万一、県各機関外へ情報が持ち出されてもそれを判読することができなくするというソフト的な対策が現実的と考える。</p> <p>なお、取扱いに注意を要する情報(コンピュータのデータおよび紙に書かれた情報共に)は、施錠可能なキャビネット等に保管することが必要である(勤務時間中であっても、居室に人がいなくなるときも同様)。</p>	<p>平成19年度の庁内LAN端末機更新に、データを暗号化できるソフトウェアを導入するとともに、個人情報保管時及び公開を予定していない情報の持出時等にはデータの暗号化をすることとした。</p> <p>また、電子情報持ち出しに係る管理基準を策定し、外部記録媒体及び情報機器の持ち出し等の注意事項を各所属等での研修を通じて毎年周知徹底している。</p>
H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	情報システム	企画情報部	情報政策課	<p>電子決裁システム</p> <p>電子決裁という言葉からは事務処理の中心である支払いシステムの効率化を想定したが、支払の事務効率化利用は予定されておらず、その他の電子決裁利用においても県庁全体の利用率は低い。</p> <p>支払事務は県庁の日常の事務作業の中心を為すものであり、その作業を効率よく迅速化するためには従来のスタンプラリーの如くハンコがたくさん並ぶ決裁手続きを見直さずしてシステム導入の効果を期待できる筈がない。</p> <p>莫大な投資をする以上は効果の上がる制度改革に結びつける必要があり、愛媛県が導入した文書管理を主とした電子決裁システムは費用対効果を考えると経済性が悪く、支払承認手続きの決裁制度の見直しを検討しないままに見切り発射したことはシステム導入が時期尚早であったとも言える。文書管理だけでは経済的にもついでない。</p>	<p>監査を受けた平成16年度の電子決裁の利用率は、3%台(本庁のみ)と低率であったが、利用促進の取組みによって、平成22年2月分では17.2%(本庁・地方機関平均)まで向上している。</p> <p>なお、厳格な審査を伴う出納関連書類の決裁、パソコンの画面では見づらい文書・図面などを添付する決裁、緊急・重要案件で持ち回りが必要な決裁等、電子決裁が困難な決裁もあるが、これらを除いては、積極的に電子決裁を活用するよう、今後も徹底していきたいと考えている。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	土砂災害情報相互通報システム	土木部	砂防課	<p>土砂災害情報相互通報システムの構築経費          当該システムに関する整備工事を、地方自治法第213条第1項に規定する「繰越明許費」(歳出予算経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。)により明許繰越している。          しかし、年度内に完了しないことが明らかな整備工事について、あえて年度末に完了したもとして、いわば架空の工事請負契約書、工事工程表、工事出来形調書等を作成し、翌年度になってまた同一内容の契約書等を作成することは、事務処理上は重複手続であり無駄な作業としか思えない。</p>	<p>補助事業における繰越手続きについて、年度内に完成しないことが早期に判明した場合は、直ちに翌償制度の承認を受け、発注するとともに、翌年度にわたる工期で契約することとしている。          しかしながら、翌償手続きに間に合わなかった繰越については、会計年度独立の原則から工期を一旦年度末までとし、繰越承認後に完成予定期日への延長手続きを行う現行制度の中での対応しかなく、地方自治法等の改正がなされない限り、改善あるいは検討する方策がない。          なお、当該システムについては、平成19年度にシステム構築が完了し、現在保守管理へと移行しているの          で、年度を越えるような作業は発生していない。</p>